

第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第3章 不当利得

第3節 給付利得 703条, 704条

【設例Ⅰ】給付利得が問題となる場面①—無効な無償行為

Aは、米作りをしている遠縁の親戚Bから、ブランド米50キロの贈与を受けたが、後日、Bは重度の認知症で3年前に成年後見開始の審判を受けており、民法9条によりBの贈与を取り消すとの連絡がBの成年後見人Cからあった。Aは、Cから米の返還を求められたが、すでに受け取った米のうち25キロを消費していた。Aは、Bが贈与の時に制限行為能力者であることを知らなかった。Aは、この場合、どのような義務を負うか。

[構造]

【設例Ⅱ】給付利得が問題となる場面②—双務契約の清算

Aは、自己が所有する花瓶をBに60万円で売却する契約を締結した。AとBは、この花瓶が有名な作家の作品であることを前提に代金の額を決定し、花瓶の引渡しと代金の支払いを行なった。しかし、その後、この花瓶は模造品であり、市場価値は5万円程度であることが明らかになった。そこで、Bは、錯誤（民法95条1項・2項）に基づいて売買契約を取り消した。

- (1) AとBは、それぞれ相手方に対していかなる主張ができるか。
- (2) この事案において、契約を取り消す前に、Bの家に遊びにきていた親戚の子どもが花瓶を置いていた棚にぶつかり、花瓶が落下して割れてしまっていた場合はどうなるか。

[構造・展開]